

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第三十一条まで（現行のとおり） （大規模の自動車車庫又は自動車駐車場の構造及び設備）</p> <p>第三十二条（現行のとおり）</p> <p>一から三まで（現行のとおり）</p> <p>四 床面積一平方メートルごとに毎時十四立方メートル以上の換気量を有する換気設備を設けること。ただし、換気に有効な窓その他の開口部を設け、その開口面積が各階における床面積の十分の一以上である場合は、この限りでない。</p> <p>五から七まで（現行のとおり）</p> <p>第三十三条から第八十三条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第三十一条まで（略） （大規模の自動車車庫又は自動車駐車場の構造及び設備）</p> <p>第三十二条（略）</p> <p>一から三まで（略）</p> <p>四 床面積一平方メートルごとに毎時二十五立方メートル以上の換気量を有する換気設備を設けること。ただし、換気に有効な窓その他の開口部を設け、その開口面積が各階における床面積の十分の一以上である場合は、この限りでない。</p> <p>五から七まで（略）</p> <p>第三十三条から第八十三条まで（略）</p>